

審査の結果の要旨

論文提出者氏名： 堀井 一摩

論文題目

国民国家と不気味なもの——日露戦後文学の〈うち〉なる他者像——

堀井一摩氏の博士学位請求論文『国民国家と不気味なもの——日露戦後文学の〈うち〉なる他者像——』は、明治後期（一九〇〇年代）から大正初期（一九一〇年代）にける大日本帝国における国民化をめぐる問題を、この時代に発表された文学テキストに表われた、「不気味なもの」の表象を通して考察した。

序章では、これまでの近代国民国家論に、フロイトの「不気味なもの」論を導入することで、国民化の圧力と、それに抗して発せられる力とのせめぎ合いを、フロイトからジュディス・バトラー、ホミ・バーバなどの議論を整理しながら理論化している。

第一部では、日露戦争前後に書かれ発表された文学テキストを対象に、対外戦争を契機とした国民形成と国民統合の過程と、それに抗う「不気味なもの」の形成過程が検討されていく。

第一章では、泉鏡花の『高野聖』（一九〇〇年二月）をとりあげ、近代国民軍によって位置づけられ地図に書き込まれた場所でありながら、それに対峙するかのように山間の孤家の女が男たちを動物に化身させていく過程を、国民からの解除だと位置づけている。

第二章では櫻井忠温『肉弾』における戦争と軍人の表象を分析し、兵士の身体を機械的に軍隊組織に従属させるメカニズムと、グロテスクな戦死者の死体表象が、「戦死の美学」を失効させていることを明らかにしている。

第三章では夏目漱石『趣味の遺伝』（一九〇六年一月）における銃後の国民動員のされ方、凱旋将士歓迎などの分析を通して、小説の地の文の主体の「仮対法」（漱石が『文学論』で位置付けた背反する表現が「諷語」として機能する手法）によって、戦争表象が鋭い批判性を持つことを明らかにした。

第四章では、泉鏡花『沼夫人』（一九〇八年六月）における、姦通を疑われて死に追いやられた女性の亡霊が回帰する設定を分析し、軍人の妻に強いられた貞操規範と国家の法的抑圧としての姦通罪によって強いられる、非対称的な性差の構造を明らかにしている。

第五章では乃木希典自刃事件をめぐる新聞記事を中心とした論争を取り上げ、乃木の明治天皇への殉死が、武士道的男色の回帰であると位置づけ、それが不気味なものとして機能することを避けるため、政府と軍部による情報操作が結果として機能したと分析した。

第六章では夏目漱石『心』（一九一四年）における殉死の表象を分析し先生と K との関係性の中に内在する、男色的欲望を明らかにし、男性たちがその関係性に内在させている不気

味なものをとらえている。

第七章では芥川龍之介の『将軍』（一九二二年一月）を分析し、小説の中での兵士の自己検閲と、実際の検閲との関係を分析し、作品それ自体が不気味なものとして立ちあらわれているとした。

第二部においては、日露戦争後の抑圧的政治力学と「不気味なもの」とのせめぎ合いを、大逆事件を中心としながら、保守反動の力に対抗して社会変革をめざす運動とのかかわりにおいて論じている。

第八章は、大逆事件の黒幕として暗躍した、元老山県有朋の天皇への意見書「社会破壊主義論」を取り上げ、この時代の社会主義に対する支配階層の恐れの本質を明らかにしている。

第九章では平出修の法廷小説『逆徒』（一九一三年九月）を読解することで、「無政府主義者」が「非国民」として主体化されていく機構をあとづけている。

第十章は、南北朝正閏論争で揺れたこの時期近代歴史史学とのかかわりにおいて、幸徳秋水の『基督抹殺論』（一九一一年）と、森鷗外の『かのやうに』（一九一二年一月）を取りあげ、この二つの言語テキストの相互干渉の在り方を分析している。

第十一章では、雑誌『近代思想』に発表された大杉栄の文学評論と芥川龍之介の『羅生門』（一九一五年一月）をとりあげ、異質であるはずの二つのテキストの相互関連を明らかにし、脱国民化への欲望の方向を捉えた。

本論文における『沼夫人』や『肉弾』などの読み方に対する疑義が審査委員から出された。また第一部と第二部のつながりが十分つけられておらず、中心概念としての「不気味なるもの」が二部において明示化されていないことなどへの批判が審査委員から行われた。

しかし、すべての審査委員が共通して、提出資格審査から短期間で序章が非常に論理的整合性において充実する方向で書き直されたことが指摘された。また一つひとつの文学テキストの読み方においても、理論的な分析枠組ゆえの斬新さがあると評価された。さらに日本における国民国家形成期において、堀井氏の提出した「不気味なるもの」が、それへの抵抗軸になっているとの認識が重視され、本審査委員会は博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定した。